

別添16 子会社検査要領（第4の2の（11）関係）

（制定：平成9年10月1日）

（最終改正：令和3年12月1日）

1 子会社検査の目的

組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）及び農林中央金庫をいう。以下この要領において同じ。）においては、組合員ニーズの多様化に対応し、組合経営の効率化に資するため、子会社等又は子法人等を設立している。しかしながら、子会社等又は子法人等の業務の実施方法いかんによっては、その組合等の経営に影響を及ぼすことが考えられることから、当該組合等の業務又は会計の状況を検査する場合において、特に必要があると認めるときは、当該組合等の子会社等の業務又は会計の状況を検査することにより、当該組合等の健全性の確保を図ることを目的とする。

2 検査の対象

農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等、森林組合法第110条第2項に規定する子会社等、水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等及び農林中央金庫法第83条第2項に規定する子法人等とする。

3 検査の範囲

組合等の検査を実施する場合において、組合等の業務又は会計の状況を把握する上で特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該子会社等又は子法人等の業務及び会計の状況を検査する。

なお、子会社検査（2に規定する当該子会社等又は子法人等に対する検査をいう。以下この要領において同じ。）の実施に当たっては、当該組合等の検査実施計画段階において、子会社検査の必要性及び検査の範囲を明確にするとともに、当該組合等の検査の過程において、子会社検査の必要性が生じた場合も同様に、その必要性及び範囲を明確にした上で検査を行う。

4 検査の実施方法等

（1）検査命令書の交付

検査に着手するに当たっては、検査命令書（別紙様式例1）を検査責任者に交付し、検査を実施する。

（2）検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、検査対象子会社等の役員その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書（別紙様式例2）を交付しなければならない。

（3）検査の実施方法

ア 検査は原則として無通告で実施し、子会社検査に着手した際に、組合等に対してその旨連絡する。また、農林水産大臣の指示により、子会社検査を予告により実施する場合は、当該予告は組合等を通じて行うものとする。

イ 検査基準日は、原則として組合等の検査基準日と同日とする。

ウ 検査対象期間は、組合等の対象期間と同一とする。

エ 検査は、原則として組合等の検査実施期間中に実施する。

（4）検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として子会社等又は子法人等の全役員に対して講評を行う。また、組合等検査の終了に際して行う講評においても、当該検査責任者は、子会社検査の結果を含めて講評を行う。

（5）検査結果

ア 子会社検査の結果、当該組合等の経営の健全性に影響を及ぼすと認められる事項が検出された場合にあっては、当該組合等の検査報告書に反映させる。

イ 子会社に対する検査書については、検査指摘事項が社会的影響が大きく放置できないものである場合に交付する。

ウ 子会社検査の結果を組合等の検査報告書に反映させる際には、子会社検査で知り得た秘密の守秘に十分留意する。

別紙様式例 1

番 号
年 月 日

検 査 命 令 書

	職 名	氏 名
検査責任者	〇〇〇〇	〇〇〇〇

〇〇〇〇法第〇〇条第〇項の規定に基づき、〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇組合（〇〇〇〇組合連合会）等の子会社等又は子法人等）の検査を命ずる。

農林水産大臣 氏 名

別紙様式例 2

番 号
年 月 日

検査対象者名

代表者役職名 殿

農林水産省大臣官房検査・監察部長

検査の実施について

〇〇〇〇〇〇法（〇〇年法律第〇号）第〇〇条第〇項の規定に基づき、〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇組合（〇〇〇〇〇組合連合会）等の子会社等又は子法人等）の検査を下記のとおり実施するので通知する。

記

1 検査開始予定日

年 月 日

※ 自然災害、検査の進捗状況等の事情に応じて、検査開始予定日を変更する場合がある。

2 検査責任者

職名 氏名

(別添)

検査提出資料参考例（子会社検査用）

1 計算書類（直近3事業年度分）

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 株主資本等変動計算書

(4) 個別注記表（例：継続企業の前提に関する注記、重要な会計方針に係る事項に関する注記、リースにより使用する固定資産に関する注記、一株当たり情報に関する注記等）

2 事業報告（例：会社の状況に関する重要な事項、体制の整備に係る決定又は決議の内容の概要、現況に関する事項、会社役員に係る事項、株式に関する事項、新株予約権等に関する事項等）

3 附属明細書

4 連結計算書類（直近3事業年度分）

(1) 連結貸借対照表

(2) 連結損益計算書

(3) 連結株主資本等変動計算書

(4) 連結注記表

5 監査報告

6 会計監査報告

7 その他

(1) 主要経済指標

(2) 各種官公庁への提出書類の写し（例：確定申告書の写し、有価証券申告書の写し等）